



Title	インドの核ドクトリン草案：最小限抑止概念の明確化と印中先制不使用条約締結の勧め
Author(s)	竹内, 俊隆
Citation	アジア太平洋論叢. 2000, 10, p. 179-195
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99950
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

インドの核ドクトリン草案：最小限抑止概念の明確化と印中先制不使用条約締結の勧め

竹内俊隆*

I. はじめに

インドとパキスタンは、1998年5月に相次いで核実験を実施し、その核能力を白日の下にさらした。もともと、両国は、公式的には核敷居国の扱いであったが、実際は核爆弾を保有している（少なくとも直ぐに組み立て可能な形で）と想定されていた。しかも、インドは1974年に「平和目的」の核実験をすでに実施している。その意味で、実験実施の時期と動機への疑問はあるにせよ、核能力が単に公然化しただけと見ることもできる。

しかし、核実験の実施と核兵器の「武器化」は同義語ではない。核爆弾の小型化・軽量化さらにはミサイル搭載可能な核弾頭化などが、「武器化」には求められるであろう。また、運搬手段の多様化・非脆弱化なども考慮する必要があろう。

ハードウェア面での改善ばかりではない。装置があっても、その運用を司るソフトウェアがなければ、まったく役に立たない。つまり、核兵器の運用ドクトリンが必要になる。運用ドクトリンでは、いわゆるC³I（指揮、統制、通信、情報=intelligence）能力も肝要である。こうした能力は、ハードウェア的側面も否定できないが、基本的にはソフトウェアの範疇に入ると考えていいだろう。なお、最近は、コンピュータおよび情報=informationを加えて、C⁴I²とする場合が増えている。

こうしたソフトウェア、特に核運用ドクトリンの明確化の必要性を、インドとパキスタンは指摘してきた⁽¹⁾。それに対応する形で、インドは1999年8月に、

* 大阪外国语大学 国際文化学科国際関係講座

その核ドクトリンの骨格と見なせる草案を発表した。政府公式見解ではなく、あくまでも非公式なたたき台との但し書きは付いていたが。この草案には、中核的要素として最小限抑止や先制不使用の考えが盛り込まれている。

本稿では、上記のたたき台的草案を、その中心的概念である最小限抑止に焦点を当てて検討する。その検討には、印中両国の先制不使用(no-first-use)政策も関連してくる。インドや周辺諸国(本稿の対象は中国)における弾道ミサイル開発の現状や防空態勢の把握は、当然のことながら重要であるが、本稿の焦点はあくまでもインドにおける最小限抑止概念の明確化にあり、その結果として印中の二国間先制不使用条約の締結を勧めることになる。その意味で、限定的な議論であることを、お断りしておく。

本稿は、まずこの草案の概略を紹介した後、抑止にかかる幾つかの基本的概念の説明を行う。この説明を背景に、一定の前提条件を設定しながら、インドの言う最小限抑止とは具体的にどんな抑止を意味しているのか考える。また、中国を対象とした最小限抑止を考える際、どの程度の戦力(戦闘爆撃機または弾道ミサイル)を想定したらよいのかなどを検討して行く。そして、最小限抑止を軍事的側面からのみ追求しても、解決困難な泥沼的状況に陥ってしまうことを示した上で、その解決策が、印中間の先制不使用条約の締結であるとの結論を導き出す。

II. 核ドクトリン草案

核ドクトリン草案は、1999年8月17日に、ミシュラ安全保障担当首相補佐官(National Security Adviser)が公表した⁽²⁾。同補佐官は、公表にあたって、このドクトリンは国家安全保障諮問評議会(National Security Advisory Board。27名の委員で構成。)が提案した草案でしかなく、政府はまだ承認していない、意思決定の透明性確保のために公表すると述べ、ドクトリンの位置付けを明確にしている。

草案にしか過ぎないにしても、政府の諮問評議会による議論の結果である点、政府が印刷をし、首相補佐官が公表をしている点、さらに政府は未承認であるとわざわざ断っていることから分かるように、インド政府の考え方をかなりの程度代表すると解釈して間違いはなかろう。もっとも、このたたき台の中核的枠組み(最小限抑止や先制不使用)は維持されたとしても、その実質的内容には今後の議論を経て

変更が加えられる可能性がある。

同補佐官の説明によると、インドの核兵器は特定国を対象としておらず、国益にそった戦略的選択の自由の確保が目的であり、信憑性のある最小限抑止の考えに立脚すること、また先制不使用の姿勢をとること、さらには文民統制の大原則などが同草案の骨格となる。先制不使用⁽³⁾は、無条件で、核兵器非保有国および核兵器保有国と同盟関係にない国に付与される⁽⁴⁾。

草案は、前文も含めて全部で8項目からなっている⁽⁵⁾。すなわち、前文、目的、核戦力、信憑性と残存性、指揮統制、安全保証(security assurance)⁽⁶⁾と安全性、研究開発、軍縮と軍備管理である。

目的の項では、効果的で信憑性のある核抑止が提唱され、また抑止が失敗した場合に備えて、適切な報復能力が必要とされている。こうした抑止に必要な能力は、最大限の信憑性、残存性、効果、安全性及び安全保障を与えるレベルの能力であると述べている。

さらに、インドは信憑性のある最小限抑止、報復攻撃に限定したドクトリンを追求する。そのためには残存性が肝要であり、報復攻撃力は相手に耐え難い打撃を与える懲罰的報復を目指す。これは先制不使用をも意味しており、上述した核兵器非保有国などへの適用が宣言されている。また、抑止に必要な具体的な事項のうち、ソフトウェア関連で、頑強な指揮統制系統、統合計画、核兵器を使用する意思⁽⁷⁾などが上げられている。

核戦力の項では、信憑性のある最小限抑止はいわゆる戦略の三本柱で構成され、残存性はシステムの重複、移動性、散在性、デコイの使用(deception)で増強される。とくに、短時間での運用可能態勢や残存性の確保が強調されている。信憑性と残存性の項では、懲罰的報復力の必要性や、再三再四の攻撃でも生き残る報復能力の必要性が説かれている。

指揮統制の項では、両用可能な(核及び通常兵器)運搬手段やC4I²の確保、さらには早期警戒警報などのために宇宙空間の利用(偵察衛星などを指すと思われる)に言及している。安全保証や安全性の項では、事故や盗難の防止などが述べられている。研究開発の項では、インドの能力に対するいっさいの制約を拒否するとされており、具体的に何を意味するか明確にされていないが、未臨界(核)実験や電腦模擬

実験(コンピュータ・シミュレーション)、さらにはミサイル開発を今後も継続するとの意思表示ではないかと推測される。

最後の軍縮と軍備管理の項では、検証可能で平等な「地球規模(global)」の核軍縮が目標であるなどと述べられている。「地球規模」という形容詞が曲者で、南アジアを対象にした地域的軍縮措置、例えば非核地帯設立などは拒否することを意味している。

III. 戰略的安定と抑止の概念

(1) 戰略的安定の概念

まず、戦略的安定の概念を概略的に記述しておきたい。戦略的安定は、「危機における安定」、「軍備競争にかかわる安定」が基本的要素であり、少し広義に用いると「抑止(政治的)関係の安定」も含めた三要素からなると説明するのが一般的であろう⁽⁸⁾。

「危機における安定」とは、通常の緊張状態をはるかに越える一触即発的な状況でも、プリ・エンプティプ攻撃の心配がない状態を指す。米露両核大国間では、相互確証破壊状態が維持されて初めて成立するとも表現できる。三要素の中でも、肝要な要素である。

「軍備競争にかかわる安定」は、軍備の質的・量的拡大(軍拡競争)への誘因を、少なくとも長期的観点から抑制することで生じる。核戦争のような死活的問題を考える際には、念には念を入れたいと思うのが一般的で、計算上の誤差のマージンをなるべく確保しようとする傾向が強くなる。この心理が相互に作用し、軍拡競争が起こってしまう。換言すれば、自国の安全保障の基盤が磐石であれば、その種の誘因は弱くなる。つまり、ここでも「危機における安定」の確保が肝要となる。

「抑止(政治的)関係の安定」は、核戦争などへ拡大する恐れのある行動の抑制を言う。その典型例は、少なくとも冷戦時代の西側の見方に立つと、ワルシャワ条約機構軍による通常戦力での西欧侵攻である。要するに、刺激的な行動の相互抑制で達成される。

(2) 抑止概念の類別

抑止概念も、概略的に整理しておきたい。抑止に関しては、大別して懲罰的抑止、拒否的抑止そして実存的抑止の考え方がある⁽⁹⁾。懲罰的抑止は、相手国的第一撃(先制攻撃)を受けても、自国に残存した第二撃(報復攻撃)で相手国に耐え難い打撃を与える能力と意思がある、と相手国に認識させることで、相手国的第一撃それ自体を思いとどまらせるとの考え方である。相互確証破壊戦略がその典型例であろう。

この考え方方に立つと、耐え難い打撃をもたらす残存第二撃能力があればよいので、彼我の戦力差をあまり気にしなくても良くなる。また、対都市(価値)戦力を考えれば良いので、命中精度や核兵器の信頼性向上などに拘る必要性も薄れてくる。しかしながら、この残存第二撃能力確保自体がかなりの軍備を要する上、前述した念押しの傾向が、その能力増強要求に拍車をかけてしまう。

拒否的抑止は、相手国は目的があつて攻撃を仕掛けてくるはずであり、その目的を達成させない自国的能力と意思を示すことで、相手国が戦争勝利の確率は低いと判断し、先制攻撃それ自体を思いとどまるとの考え方である。抑止が失敗して実際に戦った場合を想定しており、相手国を排撃する能力が重要になってくるので、彼我の戦力差は大きな要素となる。そのため、軍拡競争が発生する確率は、懲罰的抑止よりも格段に高くなってしまう。

実存的抑止は、核兵器が存在する限り、通常戦争が核戦争に拡大する可能性はあり、この可能性が各国の行動を慎重にし、抑止効果が生じると見る。つまり、先制攻撃には必然的に不確実性やリスクが伴い、その分行動は慎重にならざるをえないとの考え方である。したがって、残存性のある核戦力確保にとくに拘る必要はなくなる。

もっとも、この解釈には以下のような異論もある⁽¹⁰⁾。すなわち、実存的抑止概念の創始者であるバンディは残存性を重要視していた、残存性のある核戦力の有無にかかわらず実存的抑止は成立するとの一般的な解釈は間違い、第二撃能力は必要であるが、重要なのはその脅し能力であり想定される実際の打撃の強弱ではないなどの主張である。前者の一般的な解釈は不確実性重視型、後者の異論は残存性重視型の実存的抑止とでも命名できよう。

なお、異なる類別方法を用いることになるが、均衡(proportional)抑止⁽¹¹⁾の考え方もある。この考えは、目的があつて先制攻撃を仕掛けてくるはずだが、その目的に見合った打撃を与えられる報復攻撃ができると相手国が認識すれば、その目的での先

制攻撃 자체を抑止できるとの立場に立つ。つまり、一定程度の打撃を想定するのではなく、目的と均衡を取った第二撃で十分との考え方である。

(3) 最小限抑止概念

抑止概念における最小限抑止の位置付けも、明確にしておきたい。最小限抑止は、通常実存的抑止の立場に立って論じる。つまり、最小限抑止の前提には、核兵器の抑止は核兵器のみで可能、仮想敵国と核兵器の数量、威力や種類などで同等以上になる必要はないなどがある。ところが、草案は最小限抑止と懲罰的抑止を同時に唱え、さらに残存能力による報復をも強調している。

両者の共通点は、戦争遂行・勝利論や戦略防衛論には組みしない立場である。すなわち、核兵器は抑止にのみ活用可能で、実際の使用など考えられないとの認識である。これは、草案が言及していた核兵器使用の意思と矛盾しない。というのも、シナリオ上はその意思がないと、抑止効果が生じないからである。

報復攻撃による想定上の必要十分な破壊の程度に関しては、確証破壊能力または報復可能性のどちらを根拠にするか⁽¹²⁾、また確証破壊としても耐え難い打撃でなければいけないのかで異なってくる。後者の設問に対しては、少なくとも最小限抑止の場合は、耐え難い打撃未満でも抑止が成立すると考えるのが一般的である。本稿は、相手国に一定程度(耐え難い打撃未満)の打撃さえ与えられればよい、との考えに基づいて議論を進める。

したがって、本稿が想定するインドの必要報復能力は、戦略の三本柱の構築をも唱えている草案と比較して、かなり少なくて済むはずである。その分、最小限抑止の達成可能性は高くなるはずであるが、それでも達成は困難との判断が本稿の結論として出てくる。なお、確証破壊か報復可能性のどちらを前提とすべきかの設問に対して、択一的判断は下さず、双方を次節で事例的に検討する。

付言すると、最小限抑止論に対しては、拡大抑止の信憑性をなくすとの批判がある。もちろん、米露のような核大国を対象にした議論なので、インドの場合、この側面を考慮する必要はない。逆に、インドの最小限抑止が効力を持つのは、核大国の拡大抑止を受けた場合のみと説く論者もいる⁽¹³⁾。また、ソ連の拡大抑止の恩恵に、暗黙のうちではあるが、インドは浴していたとの指摘もある⁽¹⁴⁾。

IV. インドの最小限抑止像

(1) 要件設定

インドが考える具体的な最小限抑止像は、どんなものだろうか。草案を手がかりにしながら考えてみたい。まずは大枠を見ておこう。バジパイ首相によると、信憑性のある最小限抑止に必要な要件として、インドの安全の保全、実際の配備、先制不使用政策および非核国 (non-nuclear states)への不使用政策、残存性確保が含まれている⁽¹⁵⁾。そして、最小限とはどの程度かと数値化せず、時の政府の判断に委ねるとされている⁽¹⁶⁾。

この大枠の範囲内で、上記した草案が編まれているわけだが、本稿には最後の二要素が関連する。ここでは残存性確保に伴う、報復攻撃能力に焦点を当てて議論することにする。この議論に付随した形で、先制不使用にも言及する。

最小限抑止に必要な要件が、草案でも、バジパイ首相の大枠より明確になったとは必ずしも言いがたい。具体的な規模、構成や配備などは、その時の戦略環境、技術的必要性さらには安全保障上の必要に応じて変わる動的概念である、と草案は述べている。確かにその通りである。また、これから構築していくのであるから、当面の間は明確な最終目標がなくとも実務的にそれほど困らないかも知れない。

しかし、これではあまりにもオープン・エンド過ぎて、具体的目標の輪郭すらつかめず、かえって軍拡競争をあおってしまう可能性が否定できない。つまり、「軍備競争にかかる安定」の悪化が予測される。現にパキスタンの外相は、こうした危惧を1999年9月の国連総会で表明している⁽¹⁷⁾。

おおよそにせよ、どのようなシナリオを想定し、どの程度の報復能力で十分と見なしているかの指標くらいは、最低でも示すべきであろう。それとも、明確なイメージを描ききれないでの、動的概念との表現で曖昧なままにしているのであろうか。諮問評議会の委員に、軍関係者などの専門的実務家がいなかつたようだとの指摘を思い出す⁽¹⁸⁾。

こうした疑問に応えるため、インドの最小限抑止で必要と思われる要件を以下のように設定し⁽¹⁹⁾、その要件に基づいて検討を進めることにする。ミシュラ補佐官は、特定国を対象としていないとわざわざ断っているが、インドは中国を最大の核脅威と見なしているとの認識で、衆目は一致している。本稿は、このインドの認識

に則して議論を進めていく。ただし、この中国脅威認識に疑問を呈する意見は多々あり⁽²⁰⁾、また中国の先制不使用政策と齟齬がある点に⁽²¹⁾、留意を要する。

基本的な設定要件は、インド政府の宣言通り先制不使用とし、報復能力に依拠とする。それも、中国の少数の都市の破壊で十分と仮定するが、どこの数都市であるかが問題となる。インドから見た場合、地理的に近いチベットの数都市で十分と見なすのか、それとも中国東海岸地域にある大都市でなければいけないのかである。

(2)チベット以近

不確実性重視型実存抑止で、しかも均衡抑止の立場で考えた場合、インドが必要とする報復能力は最小で済むはずである。したがって、例えば、チベットの数都市への不確実な報復攻撃の可能性でも、抑止が有効に機能すると判断されるかもしれない。それでも、どの程度の不確実性かにもよるが、インドの現有戦力で有効と判断できるか否かは、微妙なところである。

まず、航続距離に限って言えば、現存の戦闘爆撃機でも十分な能力を持つ。核運搬可能な戦闘爆撃機には、旧式モデルではあるが、1950年代に英国より輸入したキャンベラ型戦闘爆撃機がある⁽²²⁾。さらには、ジャガー型(英仏より)、ミラージュ2,000型(仏より)や Su-30型(露より)も、本来は通常戦闘用であるが、核兵器の搭載・運搬も可能と言われている。いずれも、チベット以遠には届かない⁽²³⁾。

実際は単に航続距離が十分で、核爆弾を落下させれば良いわけではもち論なく、敵の探知を避けるために低空飛行(その代わり、発見されたら撃墜される可能性が高くなる)またいわゆるトス爆撃も必要になる。トス爆撃とは、重力式で核爆弾を投下するにしても、爆発の影響から搭乗員や機体を守るために、爆弾投下直前に機体を急上昇させ、水平方向にも移動させる爆撃方法である。高度な自動操縦ソフトが入り用で、また搭乗員が2名必要とする所以でもある。ところが、インドにはこの種のソフトはなく、2名搭乗可能な形に改修されたジャガー型とミラージュ2,000型もないとされている⁽²⁴⁾。

もともと戦略(戦闘)爆撃機は、戦略の三本柱の中でも脆弱性に特に大きな問題を抱えている。したがって、上記のような状況では、不確実性重視型実存抑止の考えを採りチベットだけへの打撃で十分と考えたにしても、インドの為政者が心許ない

と判断しても宜なるかなと言えるのではないだろうか。もちろん、中国の防空態勢にもよるが⁽²⁵⁾。それゆえ、インドは、地上発射式の弾道ミサイル開発に傾注せざるを得なくなる。

インドには、射程距離250km(弾頭重量は500kg)のプリトビ II型ミサイルが現在あり、稼働可能(operationalize)にしようと努力中である。プリトビは、一段式で液体燃料推進型の短距離弾道ミサイルである。最初の実験は1988年3月に実施された⁽²⁶⁾。射程距離から分かるように、配備可能な状況になったとしても、ラサなどの都市を標的とするには困難が伴う。

もちろん、アグニ(アグニ I)が実戦配備されれば、必要十分な破壊をチベットの数都市にもたらし得る。しかし、実戦配備までにはかなりの時間を要する。(次節参照)。また、大量報復戦略が批判されたと同様な欠点、つまり報復の信憑性にも疑問符が付いてしまう。

(3)チベット以遠

次に、インドに対する中国の全面的対兵力攻撃といった、究極的な先制核攻撃を想定してみよう。その場合、インドの報復能力壊滅にほぼ完全な自信を持てない限り、中国は報復による相当程度の被害を覚悟の上で仕掛けてきたとの推測が成立する。チベットの数都市と中国東海岸沿いの数都市の二者択一で考えると、後者であろうとの推測が容易に成り立つ。また、その確証破壊も覚悟の上との憶測ができる。

インドにとっての問題は、すべて計画通り順調に推進されたとしても、中国東海岸に到達する射程距離を持つミサイルは、最低でもここ10年ほどは開発不可能な点である⁽²⁷⁾。それを実戦配備するには、更に時間がかかる⁽²⁸⁾。すなわち、上記のようなシナリオに対しては、インドは、現状ではお手上げと断言できる状態にある。この問題に対する軍事的打開策は、二、三十年先の将来は別として、当面はないと言える。

インドのミサイル開発計画で对中国と想定できるのは、二段式で固体燃料推進型のアグニである。射程距離は1,000—2,500kmとされ、搭載弾頭が重い場合は1,500kmと見なされている。最初の実験は1989年5月に実施され、飛行距離1,000kmで、命中精度(半数命中率=CEP)は60mであった⁽²⁹⁾。

99年4月にはアグニ II の飛行試験が実施された。移動式発射基からの打ち上げで、飛行距離は2,000kmであった。1,000kgの投射重量が可能で、命中精度は40m、また GPS(Global Positioning System)データが搭載されるなど、かなりの技術的改善が見られる。最終的な射程距離の目標は4,000kmと言われ⁽³⁰⁾、ニューデリーから北京への距離にほぼ匹敵する。だからこそ、目標距離になったと言えなくもない。なお、インド国防相が、このミサイルには核弾頭搭載可能と示唆している⁽³¹⁾。

4,000km以上の射程距離を持つミサイルが開発されれば、中国東海岸の主要都市への報復攻撃が可能になる。一定数量のミサイルを配備すれば、より厳しい(不確実性に対する)確証破壊型最小限抑止の条件も満たせる可能性が高まる。少数の発射基や核弾頭数では当然不十分であり、最低でも数十個の核弾頭数が必要となろう。もっとも、前に指摘したように、この状態に到達するまでには、かなりの時間がかかる。

これは、インドから見れば好ましい事態であるが、中国の対応次第では印中間の緊張が高まり、軍拡競争が始まる可能性も否定できない。つまり、戦略的安定性のうち、基本である「危機における安定性」は高まるかも知れないが、「軍備競争にかかる安定性」はかえって悪化する可能性が高く、「政治関係の安定性」もおぼつかない可能性が生じる。

さらに、そうなる以前のアグニの開発段階では、プリ・エンプティブ攻撃を仕掛ける誘因が中国側に存在し、「危機における安定性」に疑問符が付くことになる。したがって、軍事的対策だけでは二律背反的な状況が発生し、インドの安全確保の措置が逆に戦略的安定性を危うくするのではないかと推測できる。

V. 先制不使用条約

ここで、両国とも先制不使用政策を採っていることに着目したい。両国にとって一種の国是のような政策であるから、そう簡単に変更が可能とは思えないが、法的な拘束力に疑問があることは確かである。その証拠に、前述したが、中国の先制不使用政策をインドが信用していない。ならば、インドの先制不使用政策をパキスタンが信用しなくとも宜なるかなと言える。パキスタンの外相も、同様な指摘をしている⁽³²⁾。しかし、もしインドと中国が相互に先制不使用条約を締結すれば⁽³³⁾、この

状態は容易に変わりうる。

核の先制使用は、通常戦力で劣位にある側が、その劣勢を補うために採用する政策である。パキスタンが、インドの先制不使用提案を断固として拒否する理由は、そこにある。1962年の印中国境戦争での敗北を教訓に、インドは山岳師団の新設といった対策を講じたが⁽⁴⁴⁾、国境付近に展開した通常戦力は中国より劣位にある、または少なくとも優位ではないと言える。

核戦略論上は、インドが先制使用の脅しで、通常戦力による中国の侵攻抑止を図るを考えるのが一般的である。そのインドが核兵器は核抑止にのみ有効と主張し、また先制不使用を提唱しているため、中国の通常戦力による侵攻を実際はあまり危惧しておらず、別の理由による突然の核攻撃を恐れているのではないかとの推測が可能になる。

つまり、ある程度明確なシナリオに基づいた恐れではなく、国境戦争敗北に伴う屈辱感などの漠然とした心理的影響が、インドの中国脅威認識に大きく作用しているのではないかとの憶測が成立しうる。この不安感が払拭されない限り、「危機における安定性」の基盤は案外と脆いことになる。

この漠然とした不安感を軽減し、「危機における安定性」を中心とする戦略的安定を確保するには、まず印中が信頼醸成措置を積み重ねる方法が考えられる。1998年の核実験を契機に、インドの对中国不信感ばかりに注目が集まった印象を持つが、実際は種々の信頼醸成措置が実施されてきている。例えば、1993年9月には、国境付近での相互兵力削減、軍事演習の事前通告や領空侵犯の忌避などの合意に達している。また、インドのタラップル(Tarapur)原子力発電所用の低濃縮ウランを、中国が提供した事実がある。平和利用目的とは言え、この事実の意義を軽視してはならない⁽⁴⁵⁾。

こうした素地を活用して、更に信頼醸成を構築していくべき方向に向かうと期待できる。しかし、即効薬のかつ万能薬的な方法は、印中両国が相互先制不使用条約を結ぶことである。先述したように、両国とも先制不使用政策を核政策の柱にしており、国は近い政策である。その条約化つまり法的拘束力化を図るだけのことなので、先制不使用条約の交渉開始に大きな障害があるとは思えない。

VI. まとめ

インドの核ドクトリン草案が発表され、その中核として信憑性のある最小限抑止と先制不使用が上げられていた。しかし、最小限抑止の意味が不明確な上、オープ・エンド的であったため、かえってインドの意図に不安感が生じてしまった。本稿は、戦略的安定や抑止の概念を整理した上で、幾つかの基本的な前提を設定しながら、インドにおける最小限抑止の意味や可能性を探ってみた。

そこで浮かび上がって来たのは、中国を対象とした核抑止を考える場合、ミサイル開発が継続的に成功するなど幾つかの大きな障害を乗り越えない限り、最小限抑止でも成立する可能性が少ない現実である。将来的にも、軍事的対策には多くの困難が待ち受けている。しかし、万能薬的な政治的解決方法があった。それは、中国と先制不使用条約を締結することである。

インドも中国も先制不使用政策を宣言している。ところが、インドは中国の先制不使用政策を信用していない。もし信頼できるならば、そもそも中国が先制核攻撃を仕掛けてくるシナリオは、描けない。政策には法的拘束力がない点が問題なので、法的拘束力を持たせるために条約化すれば良い。すると、インドが中国の核兵器に対して持つ不安感は、払拭できないにしても大幅に削減できるはずである。

この条約は印中二国間条約であり、先制不使用政策を拒否しているパキスタンは対象外である。しかし、中国からの脅威認識が減少すれば、中国を意識した通常・核戦力確保の理由がインドからなくなる。すると、パキスタンに対するインドの軍事的優位の程度が低下する可能性が高くなり、パキスタンがインドに対して持つ脅威感も低減してくるものと思われる。

こうして、最小限抑止という安全保障問題の検討が、印中二国間の先制不使用条約締結の勧めとなつた。軍事問題に対して軍事的解決策を模索すればするほど、種々の不確実な状況を想定せざるを得なくなり、いわば泥沼にはまつて行ってしまう。ところが、その元凶は、両国が宣言している政策の条約化で法的拘束力を持たせれば、ほぼ完全にと言っても良いほど消え去るのである。

注

(1) 例えば、タルボット米国務副長官が、インド・パキスタン両国に明確化の必要性を何回か

強調している。P.M.Kamath, "Indian National Security Policy : Minimal Nuclear Deterrence", *Strategic Analysis*, November 1999. ただし、<http://www.idsa-india.org/an-nov9-2.html> より得たため、該当ページ不明。同誌掲載論文に関しては、以下同様。

- (2) "Opening Remarks by National Security Adviser Mr. Brajesh Mishra at the Release of Draft Indian Nuclear Doctrine", August 17, 1999. <http://www.meadev.gov.in/govt/opstm-indnucl.html>.
- (3) 「先制不使用」政策を採用しても、国家存亡の危機時はありとあらゆる手段で国家の防衛を図る権利があるとの意見がある。通常の「先制不使用」は、たとえ国家存亡の危機であっても、決して核兵器を先には使わないとの意味のはずである。この定義問題は肝心要な点であり、インド政府の言う「先制不使用」がどちらの意味か明確化する必要性を感じる。なお、本稿では、通常解釈にしたがって用いている。General K. Sundarji, "India's Nuclear Weapons Policy", Jorn Gjelstad and Olav Njolstad (eds.), *Nuclear Rivalry and International Order*, Sage (International Peace Research Institute, Oslo), 1996, p.181 を参照のこと。なお、著者名に肩書きが付いているが、本文通りとした。著者は、インド陸軍参謀長を務め、実務的に核兵器の運用体制を考える立場にあった。
- (4) 同補佐官の声明だけでは、正確を期す場合、曖昧な点が核兵器非保有国の意味に関して残っている。英語の本文では、"States that do not have nuclear weapons, or are not aligned with nuclear weapon powers" となっているからだ。つまり、NPT公認の核兵器国(nuclear weapon state)は明々白々なので問題ないが、核兵器非保有国との判断主体がどこになるかで、例えばイスラエルのように実質的には保有と想定されても、正式には敷居国として曖昧なままにされている国の分類が異なる可能性がある。また、nuclear weapon powerとの言い回しにも、同様な曖昧さが残る。
- (5) "Draft Report of National Security Advisory Board on Indian Nuclear Doctrine", August 17, 1999. <http://www.meadev.gov.in/govt/opstm-indnucl.html>。なお、*Arms Control Today*, July/August 1999, pp.32-33 にもこの全文が掲載されている。
- (6) 最近は、security assurance を安全保障と訳す例が多いようであるが(多くの場合、積極的または消極的との接頭辞が付き、判断可能なため)、national security の定訳である(国家)安全保障と明確に区別する意味で、本稿では安全保証の訳語を使用した。
- (7) 筆者の憶測では、インドとパキスタン間の場合、核兵器の使用を躊躇する以下のような特殊要因があることも、意思を強調する大きな理由である。第一に、両国は国境を接しており、また国境付近に人口集中地が多いため、攻撃側も被攻撃側と同様な被害を被る可能性が否定できない。第二に、もし遠隔地を攻撃するにしても、各地に離散家族が多数散在しており、例えば、カラチの人口の80%はインドのイスラム教徒と縁戚関係にあるため、親戚殺しみたいな状況が生じうる。第三に、インドが攻撃した場合、シーカ教の聖寺院や同教指導者の生誕地の破壊も意味するからである。R.A.Naim, *Asia's Day After: Nuclear War Between India and Pakistan?*, Center for Arms Control, Disarmament and International Security, Univ. of Illinois, undated mimeograph, p.564 が Chris Smith, *India's Ad Hoc Arsenal : Direction or Drift in Defence Policy?*, Oxford Univ. Press (SIPRI), 1994, p.199 に引用されていた。P.R..

- Chari, "India's Nuclear Option : Future Directions", P. R. Chari *et al* (eds.), *Nuclear Non-Proliferation in India and Pakistan*, Regional Centre for Strategic Studies, Colombo, Sri Lanka (Manohar, New Delhi), 1996, p.76 にも同じ著者の別論文からの同様な内容の引用がある。
- (8) 梅本哲也『核兵器と国際政治：1945－1995』(財)国際問題研究所、1996年、の第3章を参照した。
- (9) 同上書、の第1章がよく整理された議論を展開しており、その整理方法を参照した。
- (10) Rajesh Rajagopalan, "Nuclear Strategy and Small Nuclear Forces : The Conceptual Component", *Strategic Analysis*, Oct. 1999. <http://www.idsa-india.org/an-oct9-5.html>.
- (11) 比例的抑止とも表現する。例えば、梅本哲也、前掲書、73ページ。
- (12) Manoj Joshi, "From Technology Demonstration to Assured Retaliation : The Making of an Indian Nuclear Doctrine", *Strategic Analysis*, Jan. 1999. <http://www.idsa-india.org/an-jan9-2.html>.
- (13) T.T.Poulose, "India's Nuclear Option and National Security", P.R. Chari *et al* (eds.), *op.cit.*, p.48.
- (14) インドの論者が、この点をよく指摘する。その根拠は、1971年8月にインドとソ連が締結した平和友好条約第9条である。例えば、*Ibid.*, p.44 または Sumit Ganguly, "India's Pathway to Pokhran II : The Prospects and Sources of New Delhi's Nuclear Weapons Program", *International Security*, Vol.23, No.4, Spring 1999, p.157及び167を参照されたい。
- (15) T.Jayaraman, "Nuclear Issues : A Destabilizing Misadventure", *Frontline*, Vol.16, No.4, 13-26 February 1999 が Amit Gupta, "Nuclear Forces in South Asia : Prospects for Arms Control", *Security Dialogue*, Vol.30, No.3, Sept. 1999, p.325に引用されていた。
- (16) *Ibid.*, p.325.
- (17) William Walker, "The Risks of Future Nuclear Testing in South Asia", *Arms Control Today*, Sept./ Oct. 1999, p.23.
- (18) *Ibid.*, p.23.
- (19) この条件設定は、以下の論文に触発されている。General K.Sundarji, *op.cit.*, pp.175-181.
- (20) 例えば、西脇文昭『インド対パキスタン：核戦略で読む国際関係』講談社現代新書、1996年の第三章「『中国の核の脅威』は本当か？」。
- (21) 中国は先制不使用政策を採用している。インドが中国の先制不使用政策を信用しない場合に限って、中国の先制核攻撃を想定するシナリオが可能になる。
- (22) Chris Smith, *op.cit.*, p.200.
- (23) Eric Arnett, "Nuclear Weapons and Arms Control in South Asia after the Test Ban", Eric Arnett (ed.), *Nuclear Weapons and Arms Control in South Asia after the Test Ban*, Oxford Univ. Press (SIPRI), 1998, pp.4-5 and 12.
- (24) Chris Smith, *op.cit.*, p.200.
- (25) 中国の防空能力は、管見にして判断不能である。防空組織については、きわめて簡単にではあるが、以下に言及がある。宇佐美暁『図解中国の軍事力』河出書房新社、1996年、84-86ページ。なお、中国の核ミサイル基地の分布については、同上書、103ページまたは平松茂雄『中国の核戦力』勁草書房、1996年、226ページを参照されたい。
- (26) R.R.Subramanian, "India's Nuclear Weapon Capabilities : A Technological Appraisal", P.R. Chari

- et al* (eds.), *op.cit.*, p.28 および Andrew Koch, "South Asian Rivals Keep Test Score Even", *Jane's Intelligence Review*, August 1999, p.34.
- (27) Manoj Joshi, "From Technology Demonstration to Assured Retaliation : The Making of an Indian Nuclear Doctrine", *op.cit.*.
- (28) Andrew Koch, *op.cit.*, p.35.
- (29) R.R.Subramanian, *op.cit.*, pp.27-29. 正確には、アゲニ II の射程距離が2,500kmである。
- (30) Andrew Koch, *op.cit.*, p.35.
- (31) Farah Zahra, "Pakistan's Road to a Minimum Nuclear Deterrent", *Arms Control Today*, July/August 1999, p.12. 正確には、'special weapons payload' である。
- (32) *Ibid.*, p.10.
- (33) P.M.Kamath, "Indian Nuclear Strategy: A Perspective for 2020", *Strategic Analysis*, March 1999.
<http://www.idsa-india.org/an-mar9-9.html>.
- (34) Eric Arnett, *op.cit.*, p.11.
- (35) P.R.Chari, *op.cit.*, p.68.

本稿の最終校正中に、"Clarifying India's Nascent Nuclear Doctrine", *Arms Control Today*, Dec. 1999, pp.17-19を入手した。これは、インドの The Hindu 紙が1999年11月29日に掲載したシン印外相のインタビュー記事を再録したものである。同外相は、草案はあくまでも草案でしかないことを強調し、草案に対する懸念を払拭しようとしているが、成功しているとは思えない。

On India's Draft Nuclear Doctrine : An Analysis of the Minimum Deterrence Concept and A Proposal for Signing an 'India-China No-First-Use' Treaty

TAKEUCHI Toshitaka

India released its "Draft Indian Nuclear Doctrine" in August 1999. The core elements of this doctrine are proclaimed to be minimum credible deterrence and a posture of no-first-use. The draft, however, seems to be an open-ended discussion that leaves many important questions unanswered ; including what it means precisely to be minimum credible deterrence.

This paper attempts to analyze, *inter alia*, India's concept of minimum credible deterrence. In so doing, this paper will recommend that India negotiate and sign an 'India-China no-first-use' treaty because India's "retaliation only" capability is found to be wanting for the foreseeable future. This paper lays out, first, the foundation of its analysis by explaining and classifying the concepts of "strategic stability", "deterrence" itself and "minimum deterrence". Second, the paper proceeds to analyze two possible scenarios ; one being the least demanding, the other most demanding in terms of Indian capabilities, based on the assumption that India must have presumed ability to destroy some large Chinese cities. One needs to bear in mind also the following questions : (1) whether these Chinese cities can be in Tibet or must they be East Coast cities ; and (2) whether it has to be assured destruction or merely the possibility of destruction.

The first scenario discussed in this paper is the least demanding in that it is assumed that an uncertain retaliatory destruction of some Tibetan cities would be sufficient. It is found, however, that India's current fighter-bomber capabilities may be wanting even for this case because they appear not to have toss-bombing capability. The range of the Prithvi

II missile is 250Km, which is not long enough to accomplish India's objective of destruction.

The most demanding scenario discussed in this paper, assured destruction of some East Coast cities, is also reviewed. It is found that even the Agni II will not be able to reach large East Coast cities at least for the coming 10 years, if not longer. Its deployment will certainly be much later. Therefore, India cannot have any hope to cope with this kind of contingency. That is to say, there is no sensible military measures against perceived Chinese nuclear threat at least for the time being.

India need not despair. There is a political solution to this dilemma. Both China and India are asserting their adherence to the no-first-use policy. The difficulty is that India gives no credibility to China's no-first-use policy because a mere policy has no legally binding authority. This will be changed if it is made to be a treaty. One can expect no major obstacle to it since this is the policy for both of them. The treaty will definitely have a good effect on Indo-Pakistani relations, too. It is earnestly recommended that China and India give serious thought to the treaty.